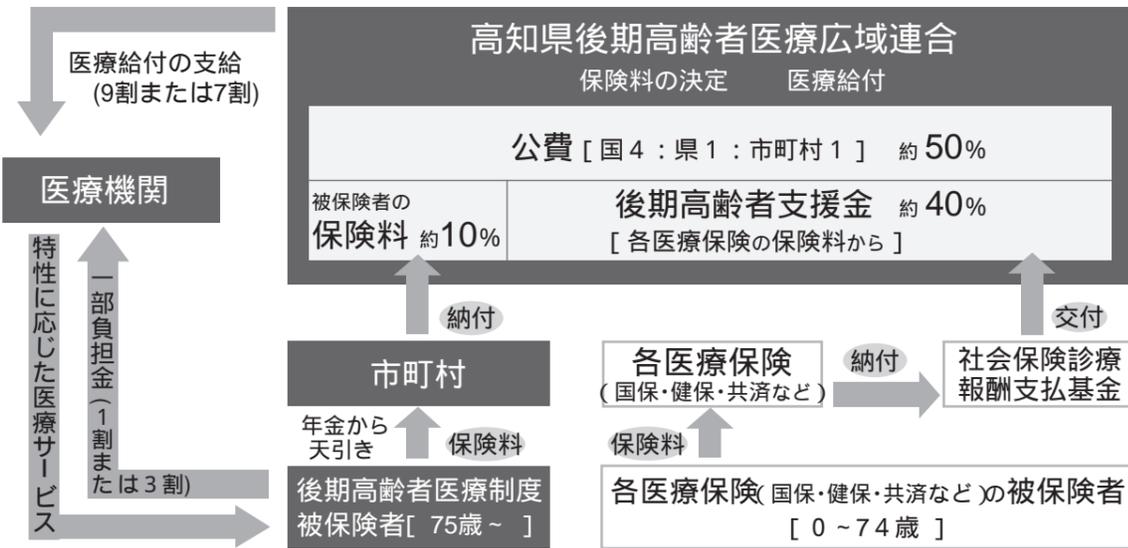


後期高齢者制度の運営のしくみ

高知県内のすべての市町村が加入する高知県後期高齢者医療広域連合が、この制度を運営します。



香南市の役割 窓口は市役所保険医療課
・保険料の徴収・申請や届け出の受付・保険証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

平成20年4月1日から
後期高齢者医療制度
が、始まります。

「75歳以上の人を
「後期高齢者」と
いいます。」

老人保健制度で
医療を受けて
いるかたへ

老人保健制度から
後期高齢者医療制度へ

平成20年4月1日から新しく、後期高齢者医療制度が始まります。
これまで国民健康保険や被用者保険(健康保険や共済保険など)の資格を持ち、老人保健制度で医療を受けていた75歳以上の人は、独立した新しい「後期高齢者医療制度」に加入(移行)して医療を受けることとなります。
これは、老人医療費が増大する中、現役世代と75歳以上の高齢者世代の負担と給付を明確にし、高齢化社会に対応する公平で分かりやすいしくみの制度として創設されるものです。
「老人保健制度」は市町村が主体でしたが「後期高齢者医療制度」は、都道府県単位で設立され全市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が、運営します。



対象者(対象となる人)

75歳以上の(75歳の誕生日から)
65歳以上で寝たきりなどの一定以上の障害がある(市に申請し、広域連合の認定を受けてから)
75歳になると、それまで加入している国民健康保険などの医療保険を脱退し、後期高齢者医療の被保険者となります。
現在、老人保健制度で医療を受けている人は、引き続き20年4月から後期高齢者医療制度の対象者になります。

保険証

被保険者全員に、一人一枚の新しい保険証(カード)が交付されます。
すでに老人保健制度で医療を受けている人には、新しい保険証(カード)を郵送します。
20年4月以降に75歳になる人は、届け出が必要です。(案内を郵送します)

医療を受けるときの一部負担

これまでの老人医療と同じで、1割現役並みの所得がある人は3割負担です。

保険料

保険料は個人ごとに
後期高齢者医療に加入(移行)すると、個人ごとに保険料を負担していただくこととなります。

保険料は、介護保険と同様に被保険者ごとの所得に応じて算定され、原則として県内同一基準です。
原則として年金から天引き
保険料の徴収事務は市が行い、原則として年金からの天引きとなります。
所得の低い人は軽減
所得の低い人は、所得に応じて保険料が軽減されます。

また、各医療保険で扶養家族だった人が75歳になると、後期高齢者医療に加入し保険料を負担していただくこととなりますが、加入時から2年間の保険料が軽減されます。
保険料の具体的な算定基準は、決定次第お知らせします。

ご理解をよろしく
お願いします!



問い合わせ

市役所保険医療課 ☎57・8510
高知県後期高齢者医療広域連合
☎088・821・4526